

平成 27 年度

豊富町の財務書類
(総務省方式改訂モデル)

貸借対照表

行政コスト計算書

純資産変動計算書

資金収支計算書

北海道豊富町

平成 28 年 9 月

1 豊富町における新公会計制度の導入

平成18年8月に、総務省において「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が策定され、主に地方自治体の資産・債務管理改革に資する観点から、「純資産変動計算書」や「資金収支計算書」を加えた財務書類4表の作成と、公営事業会計や一部事務組合、第三セクター等まで含めた連結ベースでの財務書類を整備することの必要性が唱えられました。これを受けて、平成19年10月に「新地方公会計制度実務研究会報告書（以下、「実務研究会報告書」という。）」が公表され、新しい基準に基づく地方公会計のモデルとして「総務省方式基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」が示されました。

豊富町では、新基準への対応を「総務省方式改訂モデル」に従い実施することとし、平成22年度決算から、普通会計での財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）の作成を実施しています。

2 新地方公会計制度の意義

新しい地方公会計制度では、民間企業会計の発生主義の考え方が導入され、自治体財政のストック情報やコスト情報を明らかにすることを目的とし、遊休資産を売却可能資産として時価評価することや、債権（貸付金や未収金など）の回収不能見込額を算定するなど、主に資産評価の面に改良が加えられています。また、新たに加えられた「純資産変動計算書」では、資産に対する財源構成の変化などを表すことができるような工夫がなされています。

平成19年6月には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布され、行財政運営における一層の透明性や説明責任が求められています。地方公会計制度についても、新たな財務書類の作成・分析を通じて、財政状況を住民にとって分かりやすく公表するとともに、財政面から見た豊富町の特徴や課題を明らかにすることで、将来の財政展望に資するものと考えられます。

3 財務書類とは

財務書類は、前記のとおり、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表から構成されていますが、この4表の関係は次【財務書類4表の関係】のようになります。

財務書類4表の関係 普通会計ベース（要約版）

(1) 貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
[資産の部]		[負債の部]	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産	25,121,485	(1) 地方債	6,461,879
(2) 売却可能資産	0	(2) 長期未払金	0
2 投資等		(3) 退職手当引当金	603,368
(1) 投資及び出資金	114,833	(4) 損失補償等引当金	0
(2) 貸付金	1,200	2 流動負債	
(3) 基金等	1,828,694	(1) 翌年度償還予定地方債	801,680
(4) 長期延滞債権	98,964	(3) 未払金	0
(5) 回収不能見込額	△ 19,736	(5) 賞与引当金	37,657
3 流動資産		負債合計	7,904,584
(1) 現金預金	1,461,439	純資産の部	
（うち歳計現金	737,215）	純資産合計	20,700,947
(2) 未収金	△ 1,348	負債・純資産合計	28,605,531
資産合計	28,605,531		

(4) 資金収支計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：千円）

1 経常的収支	1,520,137
2 公共資産整備収支	△ 581,853
3 投資・財務的収支	△ 1,138,346
当年度歳計現金増減額	△ 200,062
期首歳計現金残高	937,277
期末歳計現金残高	737,215
(基礎的財政収支)	
収入総額	7,953,182
繰越金	△ 937,277
地方債発行額	△ 837,600
支出総額	△ 7,215,967
地方債元利償還額	835,808
財政調整基金等増減額	86,237
基礎的財政収支	△ 115,617

(2) 行政コスト計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：千円）

経常費用	
1 人にかかるコスト	5,386,931
(1) 人件費	580,201
(2) 退職手当引当金繰入等	31,926
(3) 賞与引当金繰入額	37,657
2 物にかかるコスト	
(1) 物件費	768,009
(2) 維持補修費	230,077
(3) 減価償却費	1,278,133
3 移転支出的なコスト	
(1) 社会保障給付	221,019
(2) 補助金等	1,247,463
(3) 他会計等への支出額	800,450
(4) その他	90,122
4 その他のコスト	
(1) 支払利息	94,813
(2) 回収不能見込計上額	7,061
(3) その他	0
経常収益	420,021
使用料・手数料等	420,021
純経常行政コスト	
(経常費用－経常収益)	4,966,910

(3) 純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：千円）

期首純資産残高	20,273,983
純経常行政コスト	△ 4,966,910
財源調達	
一般財源	
地方税	456,953
地方交付税	3,106,137
その他	288,145
補助金等受入	1,506,761
その他	35,878
期末純資産残高	20,700,947

財務書類4表の関係 地方公共団体全体（要約版）

(1) 貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
[資産の部]		[負債の部]	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産	30,169,342	(1) 地方債	8,346,469
(2) 売却可能資産	0	(2) 長期未払金	3,102
2 投資等		(3) 引当金	795,983
(1) 投資及び出資金	114,833	(4) その他	0
(2) 貸付金	1,200	2 流動負債	
(3) 基金等	1,888,287	(1) 翌年度償還予定地方債	978,158
(4) 長期延滞債権	148,045	(3) 未払金	12,722
(5) その他	3,000	(5) 賞与引当金	61,805
(6) 回収不能見込額	△ 19,736	(6) その他	3,938
3 流動資産		負債合計	10,202,177
(1) 現金預金	1,723,722	純資産の部	
(2) 未収金	56,916	純資産合計	
(4) その他	2,998	23,882,531	
(5) 回収不能見込額	△ 3,899		
資産合計	34,084,708	負債・純資産合計	34,084,708

(4) 資金収支計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：千円）

1 経常的収支	1,350,366
2 公共資産整備収支	△ 430,796
3 投資・財務的収支	△ 1,044,224
当年度歳計現金増減額	△ 124,654
期首歳計現金残高	1,848,376
期末歳計現金残高	1,723,722

(2) 行政コスト計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：千円）

経常費用		6,572,754
1 人にかかるコスト		
(1) 人件費	954,009	
(2) 退職手当引当金繰入等	△ 56,653	
(3) 賞与引当金繰入額	41,704	
2 物にかかるコスト		
(1) 物件費	1,187,538	
(2) 維持補修費	237,077	
(3) 減価償却費	1,453,039	
3 移転支的コスト		
(1) 社会保障給付	906,231	
(2) 補助金等	1,586,361	
(3) 他会計等への支出額	0	
(4) その他	90,122	
4 その他のコスト		
(1) 支払利息	141,780	
(2) 回収不能見込計上額	7,061	
(3) その他	24,485	
経常収益	1,397,645	
使用料・手数料等	1,397,645	
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	5,175,109	

(3) 純資産変動計算書

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

（単位：千円）

期首純資産残高	23,347,246
純経常行政コスト	△ 5,175,109
財源調達	
一般財源	
地方税	456,953
地方交付税	3,106,137
その他	288,145
補助金等受入	1,839,319
その他	19,840
期末純資産残高	23,882,531

4 豊富町財務書類の作成基準

【財務書類の作成基準】

○作成モデル 総務省方式改訂モデル

○会計の範囲 総務省地方財政状況調査（決算統計）における普通会計

○作成基準日 会計年度末日（3月31日）

なお、出納整理期間内の収入支出は、作成基準日までに終了したものとします。

○基礎データ主に、決算統計（昭和44年度以降）の数値を利用しています。

※ 決算統計とは、全ての自治体で作成している統計資料であり、これらの既存資料を有効活用する改訂モデルは、早期に財務書類が整備できるよう考えられたモデルです。

5 貸借対照表について

貸借対照表は、左側に「資産」、右側には資産を形成した財源を「負債」と「純資産」に分けて対照表示したもので、どのような資産をどのような負担で蓄積してきたかを表しています。

「資産」は、豊富町が保有する財産であり、性質として大きく2つに分けられます。一つは、将来の現金収入としての価値があるものであり、例えば、貸付金や基金などが該当します。もう一つは、道路や学校など地方公共団体特有の資産です。これらは将来の現金収入を生み出すものではありませんが、町が様々な行政活動を行うために保有している財産であり、行政サービスを提供するという意味での価値を有するものです。

「負債」は、資産の形成に充てられた財源のうち、将来に現金支出として負担が発生するものです。地方債などの法的な債務のほか、現在勤務している職員に対して将来支払う退職金なども含まれます。

「純資産」は、民間企業のような出資や利益の蓄積としての「資本」ではなく、資産の形成に充てられた町税や、国庫支出金・道支出金など返済不要な財源の蓄積を表しており、公共資産等の財源に充当されているものと、公共資産等の財源に充当されていないものとに分けることができます。これは、資産形成に充てられた財源の蓄積を、既に特定の行政サービスに投下され、拘束されてしまっている財源（公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等など）と、拘束されていない財源（その他一般財源等）とに区分して明らかにする必要があります。

(1) 資産の部

① 有形固定資産

有形固定資産とは、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもので、具体的には道路、公園、土地や建物等であり、資産計上額は、総務省方式改訂モデルで示された取得原価（決算統計の数値）を基礎とする方法によります。

この方法を用いた場合、有形固定資産の種類は、生活インフラ・国土保全、教育、福祉、

環境衛生、産業振興、消防、総務といった行政目的別に分類され、それぞれの計上額は、決算統計で把握された昭和44年度以降の普通建設事業費の累積額となります。したがって、昭和43年度以前から所有している資産や寄附・無償譲渡された資産については、資産計上されていません。

また、普通建設事業費のうち、町以外の団体に補助金又は負担金として支出した金額については、町の所有する資産ではないため、有形固定資産に含めていません。しかし、住民生活に寄与する資産であることから、貸借対照表の末尾に「他団体及び民間への支出金により形成された資産」として注記しています。

② 売却可能資産

売却可能資産とは、貸借対照表に計上された公共資産のうち、貸借対照表基準日時点で行政サービスの提供には活用されていないが、将来の現金獲得能力があると考えられるものです。貸借対照表計上額は、現金化するといくらになるのかという点から「売却可能価額」で評価することになります。

豊富町では、売却可能資産の段階的な整備を行っており、貸借対照表基準日時点で売却が可能と判断されている公共資産を計上しています。

③ 減価償却

土地以外の有形固定資産については、実務研究会報告書に定められた耐用年数により、減価償却を行っています。

④ 投資及び出資金

投資及び出資金には、公営企業会計や第三セクター等に対する出資金と出えん金を計上しています。「投資損失引当金」は、将来回収できないと見込まれる損失金額を相手先の貸借対照表の純資産額及び出資割合を用いて計算し、予め引当計上しておくものです。

なお、連結対象団体への投資等については、将来回収できないと見込まれる損失金額を投資損失引当金として計上していますが、連結対象団体以外への投資等については、投資等の計上額を直接減額しており、これにより、連結対象団体の損失見込額を明らかにしています。

⑤ 基金等（退職手当組合積立金以外）、財政調整基金及び減債基金

基金等は、将来特定の目的で使用するために積み立てている基金や資産（土地）が計上されています。なお、財政調整基金と減債基金は、年度間の財源の調整を行ったり町債の償還に必要な財源を確保したりするための基金であり、比較的流動的な運用を行うことから、流動資産の部に計上しています。

⑥ 長期延滞債権、未収金、回収不能見込額

町税、使用料・手数料、分担金・負担金、雑入などの科目の収入未済額は、「未収金」として流動資産に計上されますが、未収金のうち、当初調定年度から1年以上超経過しているものについては、「長期延滞債権」として投資等の部に振り替えて計上します。

また、債権のうち回収不能となることが見込まれる額「回収不能見込額」は、貸付金及び長期延滞債権については投資等の部に、未収金については流動資産の部に、それぞれ計上しています。

(2) 負債の部

① 地方債、翌年度償還予定地方債

地方債残高から翌年度の元金償還予定額を控除した額を固定負債の「地方債」に計上します。翌年度の元金償還予定額は1年以内に返済期限の到来する負債であるため、流動負債の「翌年度償還予定地方債」に計上します。

② 退職手当引当金

年度末において、町に在籍する年度末退職者を除く全職員が退職したと想定した場合に必要な退職手当の総額が、退職手当引当金として負債の部に計上されます。

③ 損失補償等引当金

損失補償等引当金は、債務保証や損失補償のうち、将来発生することが予想される金額を計上しています。

財政健全化法では、公的信用保証に係る損失補償の負担見込額を将来負担額に算入することとされ、財政健全化法の将来負担額と同額を計上しました。

④ 長期未払金、未払金

「長期未払金」は、債務負担行為のうち、既に物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われ、後年度において支出が予定されているものを計上します。

⑤ 賞与引当金

翌年度支払予定の期末手当・勤勉手当について、支給対象期間のうち当年度に係る金額を引当金として計上します。例えば、次年度の6月に支給する賞与は、当該年度の12月から翌年5月に対する支給であることから、当該年度の負担分にあたる4カ月分を引当金として計上します。

(3) 純資産の部

① 公共資産等整備国県補助金等

公共資産等整備国県補助金等とは、これまでに住民サービスを提供するため整備・取得した公共資産等（有形固定資産や投資及び出資金など）の財源として受け入れた国庫支出金及び道支出金の合計額です。なお、有形固定資産の財源として受け入れた国庫支出金及び道支出金については、取得した有形固定資産の対応年数に応じて減価償却されています。

② 公共資産等整備一般財源等

公共資産等整備の財源のうち、国庫支出金・道支出金及び地方債以外（町税、地方交付税、分担金・負担金など）の合計額を公共資産等整備一般財源等として計上しています。これは、これまでに整備・取得した公共資産等について過去及び現在の世代が既に負担した額のうち、国庫支出金及び道支出金以外を表しています。

③ その他一般財源等

「公共資産等整備一般財源等」が既に公共資産等に投下した純資産であり拘束された財源であることに対し、「その他一般財源等」とは、まだ公共資産等に投下されていない財源です。プラスの場合は、将来世代が自由に活用できる財源であることに対し、マイナスの場合は、既に将来の財源の一部が拘束されていることを意味します。

地方公共団体では、「その他一般財源等」がマイナスとなる場合が多く、その要因は、資産形成を伴わない負債が存在することなどが考えられます。豊富町でも、臨時財政対策債を起債し経常的経費に充当していることなどが要因となり、「その他一般財源等」がマイナスとなっています。

※ 臨時財政対策債とは、地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった、特例的な地方債です。

④ 資産評価差額

資産評価差額とは、新たに売却可能資産を計上した場合や資産の評価替えを行った場合などに生じた売却可能価額と帳簿価額との評価差額などのことであり、潜在的な財源と言えるものです。

6 行政コスト計算書について

行政コスト計算書は、1年間の行政サービスに要する経費とその対価を対比させた財務書類で経常行政コストと経常収益から構成されています。経常行政コストは、コストの性質と行政目的の2つの視点から区分されており、コストの性質は、「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支的コスト」「その他のコスト」の4つに区分されます。

(1) 経常行政コスト

① 人にかかるコスト

人にかかるコストとは、豊富町の職員に対する給与や各種手当等にかかった1年間のコストですが、単に1年間に支出した額ではなく、退職手当引当金の繰入額（職員の勤務年数に応じた退職手当の将来支給額の増加分）なども含まれています。

② 物にかかるコスト

物にかかるコストは、物やサービスなどを購入・使用することにより生じるコストです。消耗品費、光熱水費、委託料などの物件費や維持補修費については、決算統計における決算額と同じですが、新公会計では、減価償却費を導入し、有形固定資産の価値の減少をコストとして認識しています。

③ 移転支出的なコスト

移転支出的なコストとは、現金や現物を給付することにより行っている行政サービスに関するコストです。住民に対して直接給付する社会保障給付のほか、各種団体に対して支出する補助金、他会計に対する繰出金等により構成されています。

④ その他のコスト

その他のコストは、支払利息と回収不能見込額の増加分です。支払利息は、主に地方債の利子であり、回収不能見込計上額とは、回収不能見込額の増加や不納欠損処理などにより、この1年間で新たに回収が困難となった債権の金額です。

(2) 経常収益

経常収益は、経常行政コストに対する受益者負担、つまり行政サービスの受益者が直接負担した金額を表しています。総務省方式改定モデルでは、収入のうち、「使用料・手数料」「分担金・負担金・寄附金」のみを計上します。

(3) 差引純経常行政コスト

行政コスト合計から直接の受益者負担を除き、地方税や補助金で賄うべきコストを把握することができます。（総務省改定モデルでは、地方税や国道補助金は新しく導入された純資産変動計算書に計上します。）

7 純資産変動計算書について

純資産変動計算書は、民間企業会計における株主資本等変動計算書にあたるもので、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したのかを表している財務書類です。

表の構成は、大きく4つの区分により構成されています。

(1) 純経常行政コストと一般財源、補助金等受入

純経常行政コストの金額に対して一般財源（地方税や地方交付税）及び補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることで、純経常行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているかが分かります。

(2) 臨時損益

公共資産の除売却など、臨時的な要因によるコストや収入の発生を表しています。

投資損失に出資金に係る投資損失引当金の増加分や損失補償等引当金繰入等に公的信用保証に係る将来負担額の増加分が該当します。

(3) 科目振替

純資産内部の1年間における公共整備充当財源とその他の財源の移動額を示します。

公共資産整備、貸付金・出資金等、減価償却、地方債償還について、財源の振替を行います。

(4) 資産評価替えによる変動額等

貸借対照表に計上された資産を評価することにより生じた評価差額を計上します。

8 資金収支計算書について

資金収支計算書は、行政活動を資金の流れから見たものです。従来からの歳入・歳出決算と基本的には同じですが、「経常的収支の部」、「公共資産等整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分かれていることが特徴です。

(1) 経常的収支の部

経常的収支の部には、公共資産整備支出や投資・財務的支出及びそれらの特定財源以外のすべての収支を計上する区分であり、1年間の経常的な資金収支の状況を示しています。

支出の項目には、人件費、物件費、社会保障給付、補助金等、支払利息、他会計への事務費等充当財源繰出支出等があります。収入の項目には、地方税、地方交付税、国県補助金等、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、諸収入、地方債発行額（建設地方債を除く）等があります。

(2) 公共資産整備収支の部

公共資産整備収支の部は、公共資産整備のための支出とその特定財源を計上する区分です。

(3) 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支の部は、投資・出資金や貸付金、地方債償還等のための支出とその特定財源を計上する区分です。

(4) 基礎的財政収支に関する情報（プライマリーバランス）

公債費関連の歳入・歳出を除いた財政収支で、持続可能な財政運営の収支バランスを示す指標として使用されます。なお、基礎的財政収支に使用される収入総額には繰越金は含まれず、年度間の財源調整機能を果たす財政調整基金や減債基金の取崩額や積立額も除くこととされています。